

昭和村農地賃借料情報

農業委員会は農地賃借の参考に直近で締結(公告)された農地の賃借料について情報提供を行っております。

昭和村における令和6年1月から12月までに締結(公告)及び変更された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっております。

**この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約時の参考として提供するものです。
賃借料は貸し手と借り手の双方の話し合いの中で決めてください。**

田(水稻) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
佐倉	4,000	4,000	4,000	5
喰丸	5,000	5,000	5,000	5
大芦	5,000	5,000	5,000	6

田(カスミソウ) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
野尻	9,523	9,523	9,523	2
喰丸	9,384	9,384	9,384	1
大芦	29,940	29,940	29,940	1
小野川	6,201	9,690	3,400	10

畑(カスミソウ) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
下中津川(矢ノ原)	8,607	26,040	1,300	8
大芦	7,030	7,030	7,030	1

※上記は10aあたりの賃借料を取り決めたもののみのデータですので、実際の価格は農地面積により変動します。

農地の賃貸借をご希望の方へ

- ・農地の賃貸借をご希望される方は、賃貸借を発生させる年度の5月末までに農業委員会へご申請ください。農地中間管理機構(公益財団法人福島県農業振興公社)の取り決めにより、これ以降の申請は次年度以降の賃貸借契約となります。
- ・貸し手、借り手両者合意の上ご申請いただきますようお願いいたします。
- ・賃借料は両者で納得のいく金額になるようご協議ください。
- ・貸したいけど借り手がない、借りたいけど貸し手を知らない等、お困りの際はお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にお問い合わせください。